

冊 數	番 號	部 門
三 五 九	一 四	三

蘇州府志

近江輿地志畧

一



近江輿地志畧序
昔者禹。平水土。封山濬川。疆
理九州。以作禹貢。自山脉水
派之別。以至田賦之品。筐篚
之實。罔不登載。以徵後世。尔
後。周官。有職方之設。尔雅。有
釋地之篇。馬史。班書。作已降。
歷朝正史。各著一代之制。總

而為廣輿一統之書。分而為省。府。川。縣。之志。山川之形便。官司之沿革。陵。廟。寺。觀。人物。土。宜。罔。羅。細。大。晰。于。一。目。之。頃。以。誓。于。古。而。傳。于。後。可。考。而。據。也。爰。誓。吾。身。朝。先。王。之。隆。民。部。有。帳。風。土。有。記。亦。猶。其。意。尔。中。經。亂。離。散。

軼弗完。有識憾焉。寒川子。仕于江州。膳所鎮。世襲武職。兼嗜墳籍。時蒙書問。相識。殆十有餘年。嘗著近江輿地志。百卷。凡事之涉乎一州者。訪失舊聞。參之新得。亦云備矣。既成。將上之于府。屬序于。江。大國也。滋賀。開王。迹于前。

澹海錫封邑。千後湖山映帶。
沃楚十里。韻人之所咏。英
雄於茲崛起。地居襟喉之要。
富擅天府之名。苟居斯州。而
迹斯州者。得斯志。而讀之。則
豈翅懷江山之如昨。而慨勝
迹之空存已哉。繹其榮替與
衰之由。而思之。則可以裨理

化之原。可以立邦家之基矣。
於是乎書。

天享保甲寅歲仲春穀旦
京師後學伊藤長胤撰

好惡不同有...
國不端我...
基也故入君...
便禁諾事...
洲然彼...
治中國...
天皇...
天皇...
天皇...



海峽封邑千枝。關山以首
伏壁十里。朝天之所。咏詩。英
雄於首。地居標。噴之安。
富擅天府之者。有后新州。而
遠新京。痛好。新。新。新。新。
新。新。新。新。新。新。新。新。
新。新。新。新。新。新。新。新。
新。新。新。新。新。新。新。新。
新。新。新。新。新。新。新。新。



近江輿地志畧序

天之所覆地之所載。據山海勢。各為區域。殊音異服。
好惡不同。有聖君出。則襲其水土。樹其聲教。不侵人
國。不縮我疆。畧如此而已。分疆畧之義。為大恭。以
伊弉諾尊。伊弉冉尊。自立國柱於破馭盧嶋。生大八
洲。然後皇孫瓊杵尊。為北國之主。以三種神。畧
治中國。帝德徹萬古。皇統亘無窮。而歷朝之
天皇。立諸國之名。制國郡之疆畧。上古之大八洲。割

分而為六十餘國
元明天皇勅記諸國風土記漸以有損益
長大成而每國各有風土記於是六十餘國之山川
土產人物戶口可坐而知焉中葉以降于文類聚加
以火災風土記湮滅而無文獻之可徵可歎也已竊
稽近江國者往昔天府之國
成務天皇及天智天皇之舊都而其地不
元正天皇觀望淡海 聖武天皇巡視郡縣遺蹤古
蹟棊布星列其為地也隣 皇都四通五達之郊峰
迴谷轉泉清土肥湖水渺茫嶋岨榮紆固為名勝矣

志賀高元穗朝御世彥坐王三世孫大陀牟夜別定
賜國造之後國司之任連綿而至承襲之久中世源
扶義仕近江守家嫡經賴相續任之以故其弟成瀨
出而居佐二木氏始為武臣傳業於子孫源氏為近江
大族世所謂宇多源氏者也至成瀨五代孫源三秀
義以勇武聞于天下方源平爭雄之時父子兄弟皆
屬鎌倉將軍蓋近江源氏之族自鎌倉以上未著於
世其著於世自佐二木定綱始自定綱始封於近江
子孫根據其地延蔓一州之間及北條氏執權之時
希經氏信分為南北二自是而後子孫始著六角京

極之族然六角嫡子常為佐三木大宗華冒赫奕世
二不絕以至義賢及義弼居觀音山城而闔族環向
而奉之及織田信長蠶食近濃之地義賢弼與之相
距五年數戰不克卒之國滅身亦已然後信長開府
於安土以聲威輝赫一時是皆近江國之大要而人
君分知疆界之義也嚮者我先君雄山公臣辰
請以編輯近江國志臣固陋寡聞加以多病則知事
未成故固拜辭而遜于向坂長英其年長英死焉
先君亦薨今思其事猶前日將十有五年矣悲酸梗
塞而常思不止是以考古史輯舊聞五閱寒暑草稿

半成然以公私不暇幾至廢卷今年大君勵政之餘
暇留心典章臣辰清編次近江國志顧惟近江疆
界之大風土羨臣之庸虛譎劣豈能得應其選哉然
君命至重不得辭避退而蒐索正史實錄問彼賢此
酌古量今尋神社佛宇之舊記野錄叢說拾諸家故
老之傳說考異同辨是非為一編號曰近江國輿地
志畧全編專記實不假華非傳之識者偏為生其國
而有不知其國之事蹟疆界者略各其大概耳是初
雄山君之所以命臣之意而又今有大君之命也
臣生多病唯恐且暮入地故兼程課功夜以繼晷積

日累月越年而成釐正爲百卷繕寫進呈僭越之罪
既無處違而踈繆之責深畏貽譏矧夫神社之靈德
人物之美雖不可視縷而以諸郡統於諸村而分疆
畷神社佛宇山川關梁繫其諸村臣之瑣微豈敢管
窺蠹測而詳悉圖國之地理哉唯述分疆畷之義以
弁卷首耳

享保十五甲寅年三月十五日

武臣源姓寒川儀大夫臣辰清謹識

凡例

- 一 凡編纂本序次建並沿革を以て略と以て卷を分して
- 一 地名の由来を凡そ疆畷條郡乃ち分ち分莊保の別條里
- 一 町後歩の區圖府治厨等の象を以てし
- 一 藩封を紙張の表りりて巨細を以てし米邑を凡そ
- 一 大夫士族を以てしを以てしに却り記し者も地を以て
- 一 田の修之山上乃れ地主の表りり
- 一 租税の釋史所記を以てしとゆに
- 一 租税を以てし一村の租税を以てし
- 一 公儀を以てし

刀洲後と始し仰ぐ所の武職と云は是より此後
 正史の後の一巻に正史所収よりして古者より
 了ちりしとれとてしるし申傍り大なるしハ土志を
 おつるやめりこれより附居るを思ふに記とて
 愛ふべし

一 行程簿ハ昔より訪名の道次と能く以日本國へ
 の郵程と能く記すといふも月記といふも只昔とて
 或く郷子の路亦ハ後所をて而不及京を之ハ後
 の行程とてしるし既所とて其要とてしるハ後
 者より書するのありし

- 一 凡郡毎々その郡の申す来る所疆界等と能く
- 一 二村とて其を修めし圖とて其標記を以て神社佛
- 一 宇古傳地を泰山川等もりし原を以てて其村を
- 一 一原也一亦其村の内乃神社也其の中内より
- 一 一のいし村の字なり一原也一其の字妙なり
- 一 其村全法儀等の所ハ○朱乃圖とて其入能の
- 一 村ハ○黄の圖と畫く是を名取とて其の原色
- 一 全國の圖ハ其の畫とて其郡を以て○黄色と
- 一 以て村を以て緑を以て山を以て藍を以て川及湖
- 一 水を以て○白とて其地を以て○を以て其地を以て

地ハ望田仁正寺小室枯木の蔭に朱畫と以道路

と云

一 書中神社の傳地傳中の跡記古老傳説之類云々

其の云々ハ摘要と云つて記し傳説之事ニ答へ

一 此の全文とも祀を傳地傳記傳説に傳す事云々

之を傳述するに誤つて傳記云々之類云々

其の云々とは是と云ふ事云々

一 凡方位を云ふに云々云々

云々云々ハ觀名の云々云々

一 云々云々と云ふに云々云々

此の云々云々ハ云々云々

一 云々云々と云ふに云々云々

此の云々云々ハ云々云々

一 故今編輯此文書祈す云々

半葉の傳記として云々

一 此書表紙凡云祀と云々

此の云々云々ハ云々云々

一 輿地志方輿記等の例云々

此の云々云々ハ云々云々

一 近江乃地記波能世傳書云々

此の云々云々ハ云々云々

吉紀

台記

本朝文粹

神祇正宗

增鑑

統世統

朝野群載

野府記

甘露寺親長記

二水記

心御柱記

東鑑

東鑑脫漏

管家清人日記

日吉本記

永運集

一宮記

麟德曆

弄花抄

明星抄

日本人物志

蒲生記

南浦文集

鎮要記

山王新記

山王齋記

日吉鎮座記

日吉神道秘密記

日吉社參次第記

二十一社記

山門詳載記談

行脚聖之記

万葉集

万葉集見安

万葉集拾穗集

二十二社次第

日吉年中行事

所々御成次第

御元服記

枕詞燭明抄

河内守親行記

延曆寺講堂秘記

山門記

溪嵐拾葉集

尊慶記

宇治拾遺物語

大和小學

大和論語

十六川記

增輝記

日吉記

懷橘談

樵談治要

大神記

大神記十卷書

清少納言枕草紙

枕草紙春曙記

江家次第

令義解

八雲御抄

禁秘抄

日本記畧

鎮座傳記

神祇拾遺

簠簋內傳

顯注密勅

古今著聞集

加茂社歷代日記

日本事跡考

改曆記

磧磔集

皇代記

諸神記

御鎮座傳記

備後風土記

古事談

諸神系圖

陽復記

琉球記

神階記

灌頂脉譜

神祇本源

豐芦原卜定記

阿波良波命傳

異村日本傳

續古事談

吉野拾遺

本朝藤藻

拾芥抄

神祇宣令

園大曆

述衛桓道岨岨記

康富記

袋草紙

十訓抄

花鳥餘情

堯孝法印遺記

歌林拾葉集

神風記

長明無名抄

中右記

李郭王記

神中抄

冷泉家記

源氏物語

珉江入楚

名処方自抄

十六夜日記

本朝遯史

神社啓蒙

管見記

小野薑日記

奧儀抄

御子佐家記

源氏物語頭書

湖月抄

神代纂疏

大和物語

佐國日記

方丈記

東府隨筆

小世總

玉海

扶桑隱逸傳

扶桑畧記

見聞隨身抄

神社便覽

神道名目抄

百練抄

皇年代私記

神仙傳

寺德集

大友家記

金堂供養記

奈兼村三尾社記

源光行海道記

松梅論

崇福寺記

詠歌大概

社家注進狀

大友村三井券狀

園城寺畧記

御朱印記

別所記

新羅記

經賴抄

和歌威德物語

寺長記

雍州府志

羅山文集

鷲峰文集

國石風土記

近江風土記脱簡

山城名跡志

山城名勝志

重加全集

寺門傳記神傳

日本本草

伊勢物語

古今拾遺句解

前王廟陵記

細井氏周垣記

山槐記

仁部記

管神和充傳

管家日記

管氏深秘錄

管氏官位昇進錄

管家授衣記

管家文章

改曆雜事

和漢合運

年表錄

年代記

櫻陰齋談

出雲風土記

常陸國志

系圖纂

佐三木家譜

百物語評判

古今集

後拾遺集

新古今集

後撰集

拾遺家集

榮花物語

土佐日記

風雅集

月清記

類聚名氏集

古今為家抄

金葉集

新勅撰集

十載集

河海抄

暗吟日記

續後撰集

夫木集

續古今集

十五百番歌合

拾遺集

詞花集

新拾遺集

續後拾遺集

名氏和歌

空穗物語

古今集抄

明月記

玉葉集

古今六帖

堀川太郎百首

以呂波字類抄

六百番歌合

兼盛家集

俊賴家集

色葉集

徹書記物語

山家集

新撰六帖

長秋詠藻

堀川次郎百首

家持家集

長明發心集

現存六帖

忠見家集

井蛙抄

扶桑拾葉集

和歌深秘抄

類聚茶要

拾玉集

順家集

建保百首

元輔家集

能因歎枕

中務家集

雜之記

玉吟集

方与集

藻塩草

雪玉集

朝忠家集

能宣家集

後鳥羽院御集

為子十首

太平記今川本

平家物語

因崎本平治物語

同京師本

伊賀風土記

南記名勝志

伊勢家集

壬二集

後水尾院御集

泉式部家集

同天正本

盛衰記京師本秋原
十平井本

京師本平治物語

三宝輔行記

尾張風土記

下學集

躬恒家集

藤川百首

宗良百首

小町家集

參考太平記

平治物語

保元物語

扶桑明月集

山城風土記

後太平記

細川分流記

日吉傳記

行丸日吉記

赤松記

信長記

關原合戰誌

堅田物語

創業記

中興武家盛衰記

職原大全

常樂記

重編應仁記

宗長日記

織田軍記

淺井家記

關原軍記

本朝孝子傳

石卯餘史

守圖合結

前々太平記

神社考

保曆間記

三好記

明智軍記

淺井三代記

關原記大全

烈祖成談

家忠日記

三国傳記

續太平記

日本靈成記

伊水溫古

穴太記

淡海錄

明衡新猿樂記

山家要畧記

南海治亂記

大學衍義補

詩經

綱鑑

四民本傳

玉露叢

慶命記

文山謠抄

咸中記

敵岳要記

左傳

孟子

性理大全

禮記

伊賀地志

車露叢

駿府記

後然州謠抄大成

先德明述記

敵峯記

周易

論語

通鑑綱目

史記

前漢書

圖書編

太平廣記

大明一統志

淮南子

列子

小補韻會

五車勻瑞

埤雅

廣韻

宋書

皇明世法錄

太平御覽

大明會典

沈存中筆談

湘山野錄

閑卷一笑

五雜俎

四時纂要

搜神後記

新唐書

冊府元龜

文苑英華

異端辨正

老學菴筆記

福州府志

正字通

酉陽雜俎

事文類聚

廣輿記

柳文

南海古蹟記

祖庭事苑

林水錄

金臺紀聞

西湖遊覽志

閩古隨筆

日本地理志畧

古今醫統

列仙傳

韓文

岳陽風土記

金花游錄

吳中勝記

海槎餘錄

登壇必究

詩學大成

群書要語

赤水玄珠

太上感應編

吳都諸山錄

郡談採要

杜陽雜編

物異考

桂海虞衡志

皇明通記

故事靈錄

本草綱目

柳耶代辭

元亨秘書

高僧記

智證大師年譜

西域記

圖光大師圖翼贊

首楞嚴經

往生要集

宋高僧傳

禪林諸僧傳

扶桑僧寶傳

法華文句

金剛頂經

金光明經

鬼子母神經

涅槃經

神咒經

相公法則集

佛祖統記

庚申組

高祖記

佛神感應記

寺僧記

釋氏要覽

顯正論

華嚴經

北辰菩薩陀羅尼經

彌勒來時經

後傳法記

僧史畧

天台章疏

觀音靈瑞記

經要覽

新門正統

開基畧

小嶋氏行程記

武經要錄

草山集

天正軍記

廣益俗說辨

田舎莊子

國花万葉記

馬仙
總計

吉部秘訓抄

誠宜錄

保康訓要

碎金錄

甲陽軍鑑

山鹿語類

和事始

日本分野圖

諸州廻記

全圖東海編

長曆

公事根源集款

杭仁和郎記

訓閱集

太閤記

舜水談稿

武用辨畧

日本國備圖

誹諧文選

寺宮紀

然餘諸神社佛宇緣記及雜番數百部考系涉獵以
書採亦用書不載

卷之六十一

卷之六十一

卷之六十一

卷之六十二

卷之六十二

卷之六十二

卷之六十三

卷之六十三

卷之六十三

卷之六十四

卷之六十四

卷之六十四

卷之六十五

卷之六十五

卷之六十五

卷之六十六

卷之六十六

卷之六十六

卷之六十七

卷之六十七

卷之六十七

卷之六十八

卷之六十八

卷之六十八

近江輿地志目錄

初卷 序 凡例 引書 總目 一卷

卷之一 建置沿革 藩封 一卷

卷之二 租稅 一卷

卷之三 同 一卷

卷之四 行程 一卷

卷之五 湖水 一卷

卷之六 志賀郡 亦三卷

卷之七 栗本郡 十卷

卷之八 甲賀郡 五卷

總計

卷之五十四 蒲生郡 十二卷

卷之六十六 野洲郡 四卷

卷之七十 神崎郡 二卷

卷之七十二 愛智郡 二卷

卷之七十四 大上郡 三卷

卷之七十七 坂田郡 七卷

卷之八十四 淺井郡 四卷

卷之八十八 伊香郡 四卷

卷之九十二 高嶋郡 三卷

卷之九十五 人物門 二卷

合財令のよこして當に善積の鏡あり、稱して御辨
あるに及ばず、尚あり、あれは人或は善くも悪くも
同く善くせし、絶も又迫りたまてし、以て十二部
して文と他の終あり、と聞、その中世、段段と
別て一部を二部とせし、あり、ゆへに、世に
の心、死に、あつ、は、信、も、此、一、唯、世、俗、間、の、軍、地
あり、江原武隆河井の地 善積部とあり、くの世に
この古俗と、赤きと、あつ、あり、ゆへに、高、御、善、法
の、よ、也、と、正、又、六、ふ、又、法、英、流、上、各、段、段、の、名、と、奉
る、よ、の、と、思、は、捨、若、抄、に、十二部と記し、其、十二部

の名の下、皆田、善、後、と、絶、也、と、つ、て、段、名、と、思、は、り、也
皆田、善、後、八、竹、の、名、と、つ、て、水、和、名、あり、皆田、八、雲、中
段、の下、に、皆、善、後、に、高、島、段、下、と、絶、せ、り、是、を、正、説
と、思、は、り、一、東、澄、の、物、記、中、世、の、実、地、也、是、又、善、後、の
序、を、載、て、善、後、段、の、本、を、絶、り、是、善、後、段、の、地、事
唯、り、也、善、く、書、と、信、せ、り、善、後、に、又、は、り、正、又、英
流、と、除、て、禪、院、の、名、と、稱、し、む、や、山、を、ん、と、て、善、く、
お、は、り、也、他、に、よ、い、り、と、善、後、に、一、是、善、後、院、を、絶、り、云
神山、善、後、の、地、事、と、是、善、後、院、を、絶、り、云、
二、年、に、午、未、山、僧、畠、中、法、田、善、後、と、云、子、丑、法、善、後、

ち山といひて日有後と一はふし池一あり又孝徳天
皇池といふ池ハ四十里といひて大郡と云ふ事あり
其訓よりありて國の中と云訓して甲斐郡と
しるよよの池也此書に郡と云國と訓せしは古國は
額田不在の池探ふ所あり公今其坂田郡跡跡
に國邊に池よとくあり郡と云はと後一處へ木
後池せられたり蘭と云は此書に一かにとりよへ
むと云は其方おはしむも例なきも非也一ふの
中より其郡郷衣村保條里縣管の村あり一國府
味厨屯倉布池原牧所等也一は此とくふ妙なり

- 一 今且其意名は地記あり存せはとあり詔へ遣り
- 一 轉遷すてきれ、乃よ不知とのたれ、中
- 一 縣、阿がこと別をあり、ハよりハ此書なり、今詳を
らん西土より其郡池と建ておれり、國其世より
上大丈姫と云け下大丈と云と受てありて孫ハ大
三より孫ハ小池なり、秦の世より天下に伝ふより之十六
孫と云、那と云と孫と云より別先ハ孫大孫孫ハ小池
也、漢乃世より孫の別名を、唐其世に到り州を數
るより、其より其世に、其村前を流るよの只とてわたり
とのこ是等と云、其れハ、其玉乃孫のめ記と云

代とを願ふに師の名とをてありとて一師を
 一師と一師の四つ山割りの師の小割と村と
 云々との別義いさハ小也狭地部一師として小一
 狭地部と云の義一師一大小あり廣狭あり一師
 一師とい川と川の定てあるよのよハあり又ツと
 十とある(西土北の師とは名目一かく遠へ
 漢書の倉貨志云云五族と郷と一五隣と里
 と一四里と族と一五族と郷と一五里と別
 と一五族と師といあり是一万二千五百里)
 一 園祀あり百家北田と師と云云亦一万二千五百里

と師と云を祀とあり是と見れば廣狭の別は
 凡れとも是ハ西土北師とは廣狭あり義云々百
 里と云う日本のくはる令也は師と一師と族
 一里と一里と別てあり師は乃師中村と
 ありあり志賀郡勢多師松本村の義是なり
 亦師の名とは世と云はるなり師は郡柏原在
 大藤原村の義又師と義も自他と同義と
 云のみ同一あり係属は正あり大上郡甲言師甲
 良義は若干村の義一白師の名と偶へあり此
 村は師といあると云はるなり師とい村

わんや上右邊と建玉ひ一時村を統る
師とぬく師を統る一郡とい一郡を統るに不
とぬくせり地として御所一と子孫を統る
也今歸ふ一社を統るハ時師を唱へ失ふ

志賀郡

- 古市郷 古々平川迄より後所子坂松本迄
- 志賀郷 今昔物置ふも之く
- 真野郷 今高野和迄豊田迄といひ一
- 大友郷 坂本迄迄をゆめ一
- 大友乃 今高野和迄豊田迄といひ一

今高野和迄豊田迄といひ一

今高野和迄豊田迄といひ一

栗本郷

今高野和迄豊田迄といひ一

今高野和迄豊田迄といひ一

今高野和迄豊田迄といひ一

今高野和迄豊田迄といひ一

甲賀郡

今高野和迄豊田迄といひ一

今高野和迄豊田迄といひ一

一 花沢郷 伊賀村に中北邊と云ふ所あり

一 三上郷 之上北邊北邊を以て

一 服部郷 服部村の邊を以て

一 通保郷 通保村の邊を以て

一 敷智郷 敷智村の邊を以て

一 藤原郷 大藤原村の邊を以て

一 明見郷 明見村の邊を以て

一 蒲生郷 蒲生村の邊を以て

一 社木郷 社木郷北邊村の邊を以て

一 藤原郷 今之儀、本之儀、不之儀、一、依、木、田、と、鶴

一 鶴、北、儀、名、よ、し、れ、已、又、ゆ、と、妻、女、し、波、中、も、依、る、依、る、本

一 八、彼、名、言、有、れ、ハ、依、る、本、藤、原、也、取、通、を、言、也、し、け

一 と、依、か、さ、く、け、本、五、音、乃、取、通、有、れ、ハ、依、る、本、と、藤、原

一 と、言、ふ、也

一 相原郷 今之儀、一、相原郷、以、て

一 安喜郷 是、も、今、之、儀、也

一 東牛郷 西、牛、今、之、儀、也

一 必依郷 大、崎、郷、藤、原、郷、以、上、詳、を、以、て

一 神崎郷

一 神崎郷

一 神崎郷

一 神崎郷

一 神崎郷

一 垣見郷 今垣見并あり是なり

一 小幡郷 今小幡村あり是なり

一 神崎郷 今の甲斐村の是なり——甲斐村旧と

一 神崎村と上ハハ北邊にあり

一 高尾郷 今の妙法寺村の是なり

一 神主郷 一ハ神郷に今詳あり

愛智郡

一 大園郷 古儀今大園村と号する地是なり

一 坂井郷 今坂井村あり是なり

一 八木郷 今八木村あり是なり

一 長野郷 今長野村あり是なり

一 平田郷 一者文郷俱ニ在知詳あり

大上郡

一 安倉郷 今安倉村あり是なり

一 甲良郷 今甲良村あり是なり

一 尼子郷 今尼子村あり是なり

一 高尾郷 今高尾村あり是なり

一 田可郷 今田可村あり是なり

一 沼波郷 今沼波村あり是なり

一 清水郷 今清水村あり是なり

考三 清水村と云ふ所
是村神崎郡属し大上郡に在らず

多買東宮と村ナリ宮官

大社後ノ田ニ有

神戶郷

一 竇田郷

一 志根郷

此より互詳あり

坂田郷

一 上丹郷

今上下凡丹生村を以て是なり

一 上坂郷

一 下坂郷 今上坂下坂を以て是なり

一 長置郷

今存在する長園を以て是なり

一 大原郷

と云々土俗大原の意なり

一 新妻郷

今朝妻村を以て是なり

一 細江郷

一 河那郷 今西土平川を以て是なり

後井郷

一 滝原郷

今月原村を以て是なり

一 川邊郷

今川原郷の名を以て是なり

一 新居郷

今新井村を以て是なり

一 蓋田郷

今増田村を以て是なり

一 朝日郷

今朝日の名を以て是なり

一 遠見郷

今遠見村を以て是なり

一 下野郷

今下野村を以て是なり

一 田根郷

一 湯次郷 今田根郷を湯次村を以て是なり

一 塩津郷

今塩津村を以て是なり

一 都守郷

一 大井郷 一 尾中郷 此より互詳あり

伊香郷

- 一 柏原郷 一 安曇郷 一 遠江郷 其西に詳なり
- 一 揚郎郷 今柳郎村なり是なり
- 一 余領郷 其北に不詳 一片置郷 今在兵 一 伊香郷 不詳

高嶋郡

- 一 三尾郷 三尾里村に在り
- 一 角郎郷 今角川村に在り
- 一 木津郷 木津庄に在り
- 一 葉原郷 今葉原村に在り
- 一 岩積郷 岩積庄に在り
- 一 大宮郷 一 鞠儀郷 一 川上郷 一 神戶郷 俱に在り

其詳多し其又北に郷と呼ぶは一葉原郷
 甲上郷 甲上郷 行樂郷 神谷郷の歎なり今も
 一村指て郷といふ所も其村民の歎なり而も其
 郷中其といふ所も其村民の歎なり而も其
 といふ事にかゝれり今も其村民の歎なり而も其
 郷に在り

- 一 莊 其北に郷村に在り 一 郡の中は決
 て其も其郷に在り 一 郷の中は其も其郷に在り
 今も其郷に在り 二 郡へ其郷に在り 一 郡
 の中へ 二 郡に其郷に在り 二 郷と一 郡に在り

花一節に満ちた花樹く一二村に傳れり花と
俗に言ふ所の花の如し而も村に合して其
村と何卒の義とす事也 而も此の義の道と
同し一十太に及ぶ顔會も正字也も花ハ田
會は義なりと云れハ日中の道と云はたり正字
也又唐の雀群我之花三十而ありと事又
是ハ田の事なりかく日中の花も此なり然も
何れも此なり也 日中なりハ花園と云は人の
穰り雲へハ地もあり自分と異持言地も
上りハ細く地とあり 畢竟地と云は田と云
を後には花園と云はるハ 了ハ明れて園と云は
文も果を附す所以なりと云ふことく彼田も果
本質と云は 辛と云は 花園此名を
先王の法に非ざるは 新立の花園と云は
何れも此の義と云は 田廬なりと云は 一戸
十口と云は 一戸一軒二十人ありハ 一口
男あり田二反なり男の田と云は 二反
凡一反の田ハ 福五十本と云は 一木を
今令の義解より云は 大政大匠早記ハ

を後には花園と云はるハ 了ハ明れて園と云は
文も果を附す所以なりと云ふことく彼田も果
本質と云は 辛と云は 花園此名を
先王の法に非ざるは 新立の花園と云は
何れも此の義と云は 田廬なりと云は 一戸
十口と云は 一戸一軒二十人ありハ 一口
男あり田二反なり男の田と云は 二反
凡一反の田ハ 福五十本と云は 一木を
今令の義解より云は 大政大匠早記ハ

三
婢もては種はり大なり口分田と受る口分の祖一版
二二束二把をわし一男九十五束一一人の若しは
ゆし由て上下兵農むしし中より子孫を自傳
子位田付田職田封戸等の不取し是なり王
別位田職田封戸等一版二束二把の祖と
わしくくのとくくられは貧儉より用是り考
みそゆし累多騎をなむく不治は信英一徳
王判の政を辨よ上若し心政中人と判し
るまう位田職田封戸七束多しゆりて支院と
入もまは位田と職田と給しゆく私取といふ

名おそふぬ 今治大寺の住持 けい紅紅を昌元
下屋敷ありといふ意よりく莊園山莊あり名おそふ
何の庄彼庄かともへし其意ありい徳し其庄も彼
庄も買取一つは持て来は彼伊友祐親とて字佐美久次
元はは三ツの庄のさちりちんと田も彼一つは集好持
るし信也はかりおん奉ちちけかくと信來者
天皇寛治二年新立の荘園信廢の宮下りて其
謂れちり **昌民**の田も奪取し信之條天皇延久の勅
政は祀給ふとまをむひしも信廢の事第一の義之
代この天皇とては事を政の第一とて信をあれとも親政

大長田地を合する口には停廢の事なり
へとも尚新立を企て延久より長承迄は隆平年
印かろふ是院皇白山庄に梅入之入り
隆平皇白宗忠へ後せり中祀より是は
皇宗より後これ人王停廢の事なり
なつて御讓位の後に院の御代を承り
隆平の外は田園を給へ玉ひ割へ遠年を
女の親王は領地を或は寄女を
を院の御代を承りて自り庄園を
ありて御譲りて承りて自り庄園を

考定まの所は近江の古蹟に二位の局は
らも隆平の御代及び隆平の御代を承りて
龍王より承りて自り庄園を承りて
ありて隆平の御代を承りて自り庄園を
ひりて承りて自り庄園を承りて自り庄園を
隆平の御代を承りて自り庄園を承りて自り庄園を
ありて隆平の御代を承りて自り庄園を承りて自り庄園を
ひりて承りて自り庄園を承りて自り庄園を
ありて隆平の御代を承りて自り庄園を承りて自り庄園を

略するも人負くしり喜ぶ所人ノ責与かりとせられ
昔とて定むるは世といひあり今も又たぬく庄
の名のまは其名はちあり庄園にせられ玉徳にも物
を國司の下へも不従ふの庄園の土毛土着に能く
能くはかり其まかり人なる庄園といふ流也又其
せりことと某の庄園は世間よりいへる島山庄園
下りき庄園の類ありと程程志をいふ及く西と
地取をいふと千餘石と押取と又取を庄の名と
いふあり伊賀風土記に伊賀阿蘇郡伊賀郡伊賀
郡阿波庄是も此類や綿を庄の名とよむは係者

抄上徳玉中院殿の御名に徳富とあり東遷の上
徳玉徳富の庄名は是も此類あり又庄名の氏をい
庄とよむは河津玉並芋洲等の八庄目りことあり
そ人の氏をいふ庄の名とよむ此類あり庄の字今
あり庄の字をいふ庄の信字に義をいふ集といふ
と訓は今一村の長たる者を庄長とよむこと庄目り
徳玉民の長の遺名とや神代に天邑君とといふを
彼庄目今の代名とよむは成あり今南玉とく民
間徳玉の庄名又舊名の中よりある其二三を下
に挙る

一 志賀郡 錦織莊寺門傳記補録曰源頼義 志賀莊俗ノ

粟津莊源氏新羅社の寄文見 和通莊後醍醐天皇三井

甲賀郡 檜物莊採集所ありく檜物ノミ 大上郡 高良莊國大曆曰觀應元年由朝

蒲生郡 大畑莊此の地は伊弉諾ノ 坂田郡 小野莊古老の傳は後鳥羽天皇

神崎郡 高屋莊源氏物語高屋の地は 伊庭莊源為義伊庭莊

大上郡 高良莊國大曆曰觀應元年由朝 坂田郡 小野莊古老の傳は後鳥羽天皇

神崎郡 高屋莊源氏物語高屋の地は 伊庭莊源為義伊庭莊

大上郡 高良莊國大曆曰觀應元年由朝 坂田郡 小野莊古老の傳は後鳥羽天皇

坂田郡 小野莊古老の傳は後鳥羽天皇

浅井郡 大浦莊三代美津

高橋郡 木津莊假二比叡山延曆寺

下諸花 富山花此は東徳ノ 吉原花定家の四郎也

熊劔花

村

村

村

村

村

村

村

村

村

民衆のそと諸事より群書要略に邑々を儘のふと一
 聚會の祿より村々邑と同一にしてありハ西土といふ
 而と同にして俗同く物ハ太細別れ加たるるに似
 不同ありて一極ありて他を村々と云ふ所の村と
 別るると云ふと陸路あり本竹の園地別りてふ事
 了けり云の村と云ふと子村と云ふハ若くは
 曾前村の弓維村の弓野と云ふハ吾人の弓の村
 と別りて云ふ村あり一は是らと云ふ事ハ武夫の
 弓の片よりハ中より一は事ハ云ふと云ふ村ハ一
 郡の中より田畑の間をかりて其に村々と民あり

極めを以て大凡一を以て別りて郡と違又郡の中を
 示別りて郷と云ふ郷を以て別りて村ありて是
 古人の王制也今も何の圖何れも郡何の村と云
 市郷を稱せざるは是れはなれり高木村の名を
 租税の條下に記しぬハ概一と云ふに記さる
 一保 保々地割其名一にて郡郷村保とてけり
 西土も保ありて是ハ似て大比と違つる云土の保
 々ありて是も明劉宗周の保民訓要目十戸為
 甲十甲為保十保為郷聚郷為防云々堡の字も
 西土も是れ同一と云ふと之と云ふと云ふ云々又

一 條とは是を地の小割に凡田ハ右割上方六
 尺を以て一歩とす之二十六歩を一畝とす三百
 六十歩を一頃とす十頃と一町と一町六歩を

一 條とは是を地の小割に凡田ハ右割上
 方六尺を以て一歩とす之二十六歩を一畝と
 三百六十歩を一頃とす十頃と一町と一町六
 歩を以て一歩とす之二十六歩を一畝とす三
 百六十歩を一頃とす十頃と一町と一町六歩

坂田地にし十二條十五條等も伊勢の國かゝりしも由條
 組東條組あつては村々の組合あらは是もは條々
 一里一里も田の地割にて石割の方六尺を以て一止のり
 二十歩とて一畝を二段とて十段とて一町とて一町
 を二里とて一町を二里とて一町則十二方九ふさ百坪とて百六
 十間四方の地を里とて一町とて一町五の里七里九の里
 十里十二里なるもの村名あり一條保なりとて同日本に
 多岐の字面高井村とて多岐なるは
 今行程を定むるにまゝに十町とて一里とて一町地割の里と
 多岐の字面高井村とて多岐なるは
 今行程を定むるにまゝに十町とて一里とて一町地割の里と

名を以て丈四方と一里とて多岐の里とて一町とて一町
 地割の字面高井村とて多岐なるは

- 一 町 町ハ田乃畔持の義ノ字彙ノも一町ハ今ハ六尺五寸四方
 名ノ古制ニ方六尺と一畝と一町と一町ハ今ハ六尺五寸四方
 十畝と一畝と一町と一町ハ今ハ六尺五寸四方
 一と一歩と一町と一町ハ今ハ六尺五寸四方
- 一 國府 今按るに一國府ハ一町ハ今ハ六尺五寸四方
 名抄曰國府ハ一町ハ今ハ六尺五寸四方
 勢田を以て一國府とて一町ハ今ハ六尺五寸四方

奇宮式 頓宮ハ近江守府と云ふ花鳥御位ノ御田ノ
頓宮ハ彼女主ノ御額ノ御位と傲として宮ノ又
外ノ御位と云ふ事と云ふ事ハ國府と云ふ事
との明々たる事國府と云ふは一ノ國衛と云ふ一國
一ノ御位と云ふ事其國司ノ在りて國府と云ふ都と云
言塵集しと云國司ノ國府ノ居り一國の御事と云ふ
御所也 今和泉郡の所奉行也 今和泉郡の所奉行也
政所と云ふは送るなり 今和泉郡の所奉行也
家執權より古代と云ふ品と云ふ事と振舞は國府ハ大坂
和泉の國府ハ坂近江の國府ハ大津の御位と云ふ事
倍よきと云ふ諸大名の御位と云ふ事ハ公儀と云ふの御所

一 一國の事と云ふ事と云ふ事ハ一國の事と云ふ事
國府村の名と云ふ事と云ふ事ハ駿河甲斐の二國ハ
今渡府甲斐と云ふ事と云ふ事ハ振舞は國府の御位
相傳と云ふ事と云ふ事ハ越後乃云ふ事と云ふ事ハ
の國府の事と云ふ事

一 伊勢 伊勢 太神宮 伊勢 伊勢 伊勢 伊勢
太神宮の御位乃云ふ事と云ふ事ハ是は國府ハ云ふ事
厨と神領あり 天子ハ伊勢 伊勢 伊勢 伊勢
子地と云ふ事と云ふ事ハ伊勢 伊勢 伊勢 伊勢

乞も格別之由國よてもハ志賀郡にて膳所なる御厨の
 地あり始ハ天子（御誓と歎）伊勢へも御誓と歎く
 又膳所の名もたつ今ハ坂本日吉社ハ御厨の地ハ
 あり坂田郡筑摩ハ大膳祓御厨の地ありと延喜式
 あり高砂郡鴨もこの地古（加茂社ハ御厨の地ハ
 加茂の意記ありあり東鑑ハ安曇川の御厨と記され
 一ハ東鑑ハ序とふ地の本と成りて厨ハ紀ハ少美之
 一 屯倉 一 布施屋 一 牧 一 丁
 以上ハ地由國ハ所と打名ハ名も係るなり下留る條
 下ハ去れり

藩封

一 夫ハ近江ハ東山たり屬と今ハ^{今ハ}景行天皇十五年春二
 月朔戊子彦根王として東山及十五國の都智とあると
 日本記ありあり^{今ハ}延喜式ハ記ハ志賀高穴穂の朝乃
 許世考皇王二世孫大陀牟根引とハ國造了定あり
 とも古事記ハ天押帶日子命ハ近江國造
 視^ハ國造とありあり國造ハ國司のより^ハ皇極天皇の
 朝ハ國造とありあり國司とありあり文武天皇の御宇ハ
 亦國司とありあり國司とありあり大中之のあり
 是國司とありあり式と五年式と四年のありあり





受命も大國上國の守りある本とてとて今、揚名のも
 して其の細もろく國守ら大任を以て民を安んずるに
 一臣下僕従事してこれらにこれらにこれらにこれらに
 んちよ万人の令として國守の賢とてこれらにこれらに
 を守りては一國皆是は是は是は是は是は是は是は是は
 由王あれと一國道官は神やこれらにこれらにこれらに
 事多し一亦女乃擗細とて好むもよ王あれと宮中に
 嫁死せる官女多しとて一海ををきればはたは
 道にのりてははははははははははははははははははは
 てなしくは是はははははははははははははははははは

國とて下ははははははははははははははははははは
 國と一國の目より文を天皇の御宇はははははははは
 故にをやし後日也紀よりりりりりりりりりりりりり
 階層の官なりたはははははははははははははははははは
 年といふ歌なりりりりりりりりりりりりりりりりりり
 庚戌迄の國ははははははははははははははははははは
 祀を原石ははははははははははははははははははははは
 海はははははははははははははははははははははははは
 國守りりりりりりりりりりりりりりりりりりりりり
 年、汗、梅、ははははははははははははははははははははは

有く中世より及んで寧ろ多かるるの如きも數多し然しては
參議叔美直紀の如きは叔美の末孫佐々木彦美直
國の邊りよりして居る處に續して封を定ぬ所久の後
佐々木信濃守東の信隆の後し幾切りりある信隆
より降るなりと承てし信隆の長子と奉後より信
本彦貞の祖と次子とを信隆より作りて彦根に祀り
古御家と識田信長の名を以てして彦根に上げ御井
等より及んで國除の太閤秀吉一統の後秀次を以て八
幡山より右よりして信の中御とし居りて彦根を以て
濃郡とて登りて彦吉も荒し居りて 神祖一統の治

將を以て彦根に封してあり

彦根城 彦根郡に在る城なりと云信長は此城より彦
根より彦根を以て澤山とて彦根とてしつとあり
此城は此の城は古城とて今なき彦根は彦根
より新地とてしつと彦根なる城とてしつと彦根の
城は彦根の城なる三つめの口なりとて八幡口は口
切を以て新地なるなりと澤口を以て追つと彦根を
路平陸よりして善利川を隔てて善利とて彦根より
善利の城よりして澤口とて彦根とて彦根を以て
彦根とて彦根の同山嶽とて彦根とて彦根とて彦根

神祖井伊多知の伯重政を以て封じ、賜ふ重政以て方
城の山の地此使わたりて水使利行へば城地とて
つるんと欲し、ていし、事あるに元長七、八、九、十年
二月の辛酉、同八甲申年、台令と書あり、城と金部山
と傳く、重政の地是より井伊氏に、元長冬、嗣とて、重政
冬、嗣公七代の孫共資とて、始とて、重政に、岡村、稻、郷、小
伝とて、重政子なく、て、共保を重政より、子とて、以て、傳とて、
共保、一、修、院、傳、字、三月、之、旦、井、此、中、より、お、見、の、人、也
と、遠、に、岡、井、の、谷、心、情、ら、の、瑞、簀、の、儀、し、神、一、回、り、の、田
の、以、て、傳、と、從、井、り、り、孫、重、三月、之、日、午、刻、社、衆、と、ま、た

忽、山、鬼、の、り、て、井、の、中、より、お、り、喜、容、顔、美、麗、原
より、孫、重、を、と、り、り、抱、き、て、家、に、歸、り、て、重、政、
は、是、より、重、政、と、及、ぶ、の、時、重、政、は、由、中、年、共、資、を、と、り、
て、重、人、と、傳、は、り、孫、重、も、も、と、重、政、子、と、り、共、保
は、是、より、重、保、と、せ、の、孫、と、早、田、八、節、後、重、と、り、重、政、
井、伊、氏、の、地、し、孫、重、の、長、井、の、早、太、と、り、重、政、子、と、り、
始、と、井、氏、と、孫、重、井、と、り、お、り、重、政、と、り、今、井、伊、氏
と、り、重、政、井、の、地、と、り、重、政、と、り、今、井、伊、氏、と、り、
家、政、と、り、重、政、井、の、地、と、り、重、政、と、り、今、井、伊、氏、
と、り、重、政、と、り、重、政、と、り、重、政、と、り、重、政、と、り、重、政、と、り、

主君氏忠徳を以て其徳を主たりし心忠徳の子康勝
と云ふ事毎に事一伊勢に飛山し移居後氏云其地より復
封せしむし雨来他郷より川をせしむるあり一秩
六万石

一 水口郷 甲賀郡より河内郡鹿山の西候田川の東
阿雲の地也古人致をせし遊り河内冠あり事
ありしに致し徳を承り辱刺殺す幼少岡山より
其実年長の後長束大將が補西家其徳より致し
神田池田越政曰備中守也名を以て是を改む
西家守り池田也右其徳よりあり名余ありて地を棄

家光云山園之計及とては地と書し一むきより後
分一徳とも今徳との別く准ス天和二年一壬戌年六月
十一日加茂内務分司を以て其地を封し其子明友の子と
紙中守明英とす元禄八年一下野壬生より移居を居極
度守忠政を以て其封し一むし三徳二年一亦忠政を
下野の壬生よりつ一加茂和泉守忠純とあり其封し其
雨来加茂氏より其地を以て加茂氏ハ之河内御士と
世し今川家の旗本と爲し一其功を願ひ加茂之先
彦明より其地を以て遠川を親と居ん廣明の事と稱す
其明とす大岡寺あり其人を以て其地を以て其地を以て

こして新印と尤多し一節の終焉より高野切河一後
左馬助とす陰天會津の爲にたり嘉明の子と武節少
備州成ると明成不意多ると取子成知を減かひ明
成の子刻内冠御明也 秩二万五千石
一 大溝邸 高橋那子あり始地をて佐々木京極家武
臣磯野丹波守貞政在りてその後織田七雲信成家
あり始地地を奪りて之を平し 公命をて分
初左京亮光信と出上野しり光信ハ山伊勢工友家
の余流左京亮光家ありて 伊賀國上野より此地に
より秩武萬石

一 小室邸 深井被下あり寛永年中小室氏を以て地
小室一清小室氏ハを以て政一と名をす 初め
新公家次と名に五畿内ノ御代官後伏見の幕府に
己喫茶と取世と名し 寛後孤蓮庵と名せりとの也
秩を以て二千石

一 仁正寺邸 三浦生助日野とあり日野の孫ハ三浦生賢
秀公来代り始地を喫秀の子氏郷 伊藤と杉飯と杉子
それより後あり一物持寛永年中一市橋下徳与七政
を繼後細谷とあり一川してサヤ野一少一爾来市橋
世々ありと名に長政と長膳の子と一奇長利乃

孫より秩を賜ふ千石

一 聖田邸 志賀孫より坂田加賀子純正盛の子孫前

子正盛の二男信隆と正茂を以て賜へけ地より封しより

〜子孫に授けし封地より秩一万石

一 山上邸 神保孫より元禄年中福屋女孫より

定法共地より封しより雨来稻屋世より秩

一万二千石

一 之上邸 野剛孫より元禄年中遠坂右馬侍

春を以て封しより遠坂氏英法園八幡より秩

雨来遠坂氏封より文を以て東の氏

流より秩を賜ふ

一 杉木邸 高橋孫より杉木氏世より秩

秩四千五百石

此の山は昔も今も同じである

一 聖田郡の山は昔も今も同じである

山は昔も今も同じである

山は昔も今も同じである

一 山は昔も今も同じである

山は昔も今も同じである

山は昔も今も同じである

一 山は昔も今も同じである

一 山は昔も今も同じである

一 山は昔も今も同じである

與地志畧一終

